

私第 1944 号
平成 23 年 9 月 12 日

各就学支援推進校設置者様

大阪府府民文化部私学・大学課長

学校設置者が実施する奨学金事業と授業料支援補助金の取扱い等について（通知）

日ごろは、大阪府私立高等学校等授業料支援補助事業の円滑な執行についてご協力いただき、ありがとうございます。

従来より、授業料の減免を行う特待生については授業料支援補助金の対象外とし（大阪府私立高等学校等授業料支援補助金交付要綱第6条第1項）、また、実際には奨学金を支給せずに、奨学金を給付するとして授業料との相殺を行う特待生についても、授業料の減免と同じことであることから、補助対象外とする旨通知してきたところです。

しかしながら、平成22年度授業料支援補助金等の現地調査において、学校設置者が独自に実施する奨学金事業の財源に授業料支援補助金を充当させる事案が多数見受けられました。学校設置者が独自に行う奨学金事業は、学校法人の負担により実施すべき事業です。奨学金事業の財源に授業料支援補助金を充当させることは、学校法人が実施すべき奨学金事業に対し大阪府が補助することとなり、適切ではありません。

平成22年度授業料支援補助金事業の適正実施については、引き続き再確認を行うこととしていますが、学校法人が実施する奨学金（減免含む）事業の適用を受ける特待生に係る授業料支援補助金の申請については以下のとおりとしますので、ご留意ください。

記

学校法人が行う奨学金（減免含む）事業の財源に授業料支援補助金を充当させることは、学校法人が実施すべき奨学金事業に対し大阪府が補助することとなり、適切ではないため、学校法人が行う奨学金事業の財源に充当した分にかかる授業料支援補助金の申請は行わないようにしてください。

【問い合わせ先】

大阪府府民文化部私学・大学課

宗教・専各振興グループ 松田・村上（内線4862）

小中高振興グループ 池田・小田（内線4835）

TEL 06-6941-0351（代表）

FAX 06-6210-9276